

株式会社ティーネットジャパン
プロダクト事業本部
エコシステム事業部

使用済み水銀灯の廃棄について

平素より格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

ご存知かとは存じますが、2021年以降は水銀灯の製造輸出入が出来なくなり、在庫利用のみになります。また2021年前後には廃棄される水銀灯もごみ処理場に殺到する事が予想されます。

現在、北海道の野村興産イトムカ鉱業所の一か所しか水銀の再生処理施設はなく、そこに廃棄される水銀灯が殺到すれば、ごみ処理コストも高くなると思われまます（現在400W水銀灯の処理費は129円/灯。それが数倍の金額になると言われています。または処理出来ず、PCB入りの安定器の様に、どこかに保管等の形になります）。

上記の様な事が想定されますので、しっかりとスケジュールを組み、出来るだけ早い段階でのLED化をお勧めしております。尚、HIDランプの廃棄は、事業所からの排出は産業廃棄物の扱いとして専門業者へ依頼して下さい。

下記に連絡先としまして、野村興産株式会社の連絡先を記載致します。

【連絡先】野村興産株式会社 本社 営業部

TEL:03-5695-2531

所在地:〒103-0012 東京都中央区日本橋掘留町2-1-3

(ヤマトインターナショナル日本橋ビル)

尚、その他の業者については(一社)日本照明工業会サイト内の事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について(<http://jlma.or.jp/kankyo/suigin/jigyo.htm>)をご参照下さい。

水銀灯をご使用中の施設様へ



“水銀に関する 水俣条約”の

規制へのご対応・準備はお済みですか？



2021年以降、現在お使いの水銀灯は製造終了等により、調達できない恐れがあります。

一般照明用の高圧水銀ランプ (HPMV)* は、水銀封入量に関係なく、

「製造、輸出または輸入が2021年に禁止」になります。

今後は同規格の水銀ランプは生産縮小・終了傾向になり、品薄・品切れが予想され、急なランプ切れや入れ替え時にすぐに対応できないケースが見込まれます。

お早めにLED照明への計画的な更新をおすすめします

LED照明導入メリットは裏面をご参照ください。

<ご参考情報>

■ ランプに関する特定水銀使用製品に関する段階的な禁止措置（「水俣条約」と「政省令案」の比較）

「特定水銀使用製品」（「水俣条約」と「政省令案」は同じ）	製造、輸出または輸入が禁止になる年 ^{*1}	
	水俣条約	政省令案
一般照明用 ^{*2} のコンパクト形蛍光ランプ及び電球形傾向ランプで、発光管一本当りの水銀の含有量が5mgを超えるもので、定格消費電力が30ワット以下のもの	2021年	2018年 (3年前倒し)
一般照明用の直管形蛍光ランプのうち、次に掲げるもの (a) 一個当りの水銀の含有量が5mgを超えるもので、定格消費電力が60ワット未満のものうち、3波長形の蛍光体を用いたもの (b) 一個当りの水銀の含有量が10mgを超えるもので、定格消費電力が40ワット以下のものうち、ハロリン酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの	2021年	2018年 (3年前倒し)
一般照明用の高圧水銀ランプ[°]*2	2021年	2021年 (変更無し)

*1. 日本照明工業界公式 web サイトより抜粋。

*2. 「一般照明用」とは「照度を確保するためのものであって、高演色用および低温用その他特殊の用途にのみ

用いられるもの以外のものをいう。

*3. メタルハライドランプや高圧ナトリウムランプなどは含みません。